

農林水産省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
7	地方公共団体が申請する保安林解除申請や国有林の賃付申請等に伴う、用地測量の簡素化	保安林解除申請や国有林の賃付を受ける際の申請に伴う用地測量は原則、現地測量により実施で行われているが、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩してきていることから、実測ではなく、簡易測量への緩和等を求める。	・保安林解除申請や国有林の賃付を受ける際、用地測量は、原則、現地測量により実測で行われているが、案件によっては車両による通行も不可能な山間奥地であったり、また、登山道や遊歩道など広域的な賃付を受けるケースもあり、申請の際、高額な測量費用の負担が生じている。 ・保安林の解除については、どの範囲かをおさえる必要があるため、測量の必要性は理解するが、国が有するものの解除を「申請」する入口の段階で、申請者に実測による測量まで求めるのは負担が非常に大きく、現在は、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩し、少ない費用と時間で簡易測量も可能であることから、それらの利用も可とする緩和措置等を求める。 ・国有林等の賃付の際は、案件によっては、有償賃付もあるが、地方公共団体においてはほとんどが無償賃付となっている案件が多い。例えば、賃付については保安林による制限に変更があるわけではなく、所在地や面積、用途がわかれば十分であり、見取図、位置図があれば十分ではないか。有償賃付の場合は、料金を算定するため、正確な面積が必要だとし、地方公共団体が賃付を受ける場合には、ほとんど無償となっている。 なお、規則14条では「ただし、森林管理署長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる」となっているが、承認事由が明示されず、様式上も添付書類として実測図が求められている。 ・登山道や遊歩道については、長年の地形の変化や災害等により、当初賃付を受けた地点から実際ずれた場所を使っている実情も多々ある。そういった箇所についても当然、賃付の修正をしなくてはならないが、実測に多額の費用が掛かることで、それら修正ができていない事例が多々ある。 ※GPS測量においては、実測に比べ誤差が生じやすいが、準天頂衛星「みちびき」による高精度測位補正によるGPS補完技術も進んでいる。	農林水産省	妙高市	福島県、胎内市、徳島市	○土砂災害の増加に伴い、森林整備事業の必要性も増加しているが、保安林に係る手続きの簡略化により、保安林を要件の一つとする森林整備事業の促進に効果があると考えるため。 ○国有林野賃付申請等においては、車両通行が困難な山間部や見通しが悪い区域が多く、指示された現地測量による実測に困難を来す場合がある。また、国有林と民地を跨ぐ場合は異なる測量方法により作業しなければならない場合がある。このため、GISやGPSを活用した測量方式で国有林野の用地測量が可能であれば、申請業務期間の短縮や行政経費の節減などの効率化が図られる。 ○国有林の賃付を受ける際の申請に伴う用地測量は原則、現地測量により実施で行われているが、登山道や遊歩道など広域的な賃付を受けるケースもあり、申請の際、申請者に実測による測量を求めるのは負担が非常に大きく、高額な測量費用の負担が生じている。GISやGPSを利用した測量技術も進歩しており、他の管轄ではGPS測量が認められている事例もあることから、少ない費用と時間で簡易測量も可能となる緩和措置等を求める。	1. 保安林について 保安林は、森林法に基づき、水源涵養や災害防備などの公共の福祉の増進を目的として、開発行為や森林の施業について、一定の制限を行い、公益的機能の発揮を図っていく森林であり、森林所有者等の財産権の制限を伴うものである。その区域・境界は、行為制限など保安林制度の運用、さらには違反行為があった場合の事実認定の基礎をなすものであるため、測量成果については、現地において区域・境界を特定及び復元できるものでなければならない。 「実測」によらない簡易測量がどのような方法であるのか等が明らかではないが、転用を伴う保安林の指定の解除に係る区域・境界については、現地で明確に示されるときもその復元性が必要であるため、解除申請書には、実測した測量結果(実測図等)の添付を要するものである。 2. 国有林の賃付けについて 賃付けの申請に必要な位置図、実測図は、その賃付けが有償であるか無償であるかを問わず、賃付申請に係る土地の位置、形状、面積が明確に示されていることが、国有財産の適切な管理や賃付者、借受者双方の権利関係を明確にする上から重要であり、現地において賃付けに係る区域・境界が明確に特定及び復元される必要がある。 「実測」によらない簡易測量がどのような方法であるのか等が明らかではないが、賃付けに係る区域・境界は、現地で明確に示されるときもその復元性が必要であるため、賃付けの申請に当たり現地を実測した実測図の添付を要するものである。 なお、規則14条で定める「ただし、森林管理署長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる」場合は、既知の実測点を現地図で示すことにより、賃付けに係る区域・境界が明確に特定及び復元出来る場合などである。
8	農業災害補償法の規定により市町村が行う共済事業の義務付けの緩和 <b>重点事項27</b>	農業災害補償法第85条の7で準用する同法第85条第1項の規定により、市町村が共済事業を行う場合に「必須事業」となっている「家畜共済」について、「任意事業」として整理していただきたい。	【提案の背景】 社会情勢の変化に伴い、当該法律の制定当時と比べて畜産農家の数が激減しており、地域によっては家畜共済の加入者がいない現状である。 本市においては、家畜共済の対象畜産農家は1戸のみであるが、家畜共済への加入の意思は無く、本市の土地利用の状況から、今後新たな畜産業が展開される可能性も低い。 また、昭和48年度に伊丹市農業共済組合の運営が困難となり、本市に農業共済事業が移譲されて以降、現在に至るまで、本市で家畜共済の引き受けを行った事例は無く(「兵庫県農業共済統計年報」より)、市としては家畜共済が必要ではない状態である。 【具体的支障事例】 共済の需要がないにもかかわらず、「家畜共済」が必須事業として法律上位置づけられているため、伊丹市農業共済条例に「家畜共済」事業に関する規定を設けなければならず、農業共済関係法令の改正がある毎に同条例の改正を行わなければならないため、従事する職員の事務的負担が生じている。 また、本市では農業共済組合等の合理化(1県1組合化)により、この問題の解消を図りたいと考えているが、兵庫県においては農業共済組合等の合併の具体的な目途が立っておらず、それも困難な状況である。	農林水産省	伊丹市	—	—	農業災害補償制度については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行い、必要な法制上の措置を講じることとしているところ、共済事業を行う市町村においてご指摘のような問題があることも確かであるので、本件については、農業災害補償制度の全体の見直しの中で、問題を解消できるよう検討を進めて参りたい。
74	農業共済保険審査会の必置義務の見直し <b>重点事項27</b>	農業災害補償法(以下「法」という。)第143条の2の規定により設置されている都道府県農業共済保険審査会(以下「審査会」という。))について、審査事業が発生した場合など、都道府県の判断により必要に応じて設置できるよう必置義務を見直ししてほしい。	【提案の背景】 本県においては、昨年県内4つの農業共済組合が合併・1組合化したことで、農業共済組合連合会が解散となった。 そのため、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」とはなくなった。また、法第142条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、本県においては、通常責任保険歩合(共済金額に係る各組合と連合会の負担割合)について審査会に諮問していたこともあったが、組合の合併・規模拡大に伴い、歩合は各組合・連合会の同意を得て同率・据置きで更新する程度となっており、昭和52年以降長期にわたり諮問していない状況である。 なお、連合会解散後は通常責任保険歩合を定める必要はない。 【具体的支障事例】 都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘わらず委員に就任依頼の説明などを行う必要があるほか、委員からは開催の目処がない審議会の委員に就任する必要性を問われるなど、苦慮している状況である。	農林水産省	石川県	群馬県、埼玉県、福井県、静岡県、京都府、香川県	○ 本県では昭和61年2月以降、開催実績はなく、平成16年9月に審査会の在り方を見直し、非常設の審査会とし、審査案件が発生したときに委員を委嘱することとしている。平成16年9月以降、開催実績がなく、委員の委嘱もしていないが、事務軽減のため必置義務の見直しは必要と考える。 ○ 本県においては、平成22年4月から農業共済組合が1組合化しており、法第131条の規定による審査を行うことがなくなった。また、昭和61年以降、農業共済保険審査会の開催実績はない状況である。長年開催実績がなく、今後の開催も殆ど見込まれないことから、必置義務の見直しが必要と考える。 ○ 本府も平成25年度に4つの農業共済組合と連合会が合併し、1特定組合化したことから、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」とはなくなった。また、法第142条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、共済掛金率の算定等、国から示されている作成要領に基づき、前例に従って機械的に算定する場合は、審査会への諮問・答申手続きを経ないこととしたため、平成13年度以降開催実績はない。現在、同審査会は「休止」扱いと、委員への委嘱は行わず、諮問事項が生じた場合に、その都度委員の委嘱(任命)を行って開催することとしている。 ○ 本県では、来年度1組合化することが予定されていることから、農業共済組合連合会が解散となる。そのため、石川県と同様に、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」とはなくなると思われる。また、法第143条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、開催は殆ど見込まれない状況である。(昭和61年以降開催の実績はない。)以上より、当該審査会の必置義務の見直しが必要と考える。 ○ 本県は、平成15年に1組合化して連合会を解散したため訴が起こることは事実上なくなったほか、知事の諮問に応じた調査審議も過去に行ったことがなく、審査会を常設する必要性は非常に低い。必置義務の見直しにより、行政運営の簡素化が図られる。 ○ 本県においても農業共済組合は県内単一の組合となっており、法第131条の規定の適用はない状況である。また、法第142条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、昭和56年度以降、長期にわたり開催していない状況である。都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘わらず委員に就任していただく必要がある。	農業災害補償制度については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行い、必要な法制上の措置を講じることとしているところ、都道府県農業共済保険審査会についてはご指摘のような問題があることも確かであるので、本件については、農業災害補償制度の全体の見直しの中で、問題を解消できるよう検討を進めて参りたい。

農林水産省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
13	「強い農業づくり交付金」の市町村経由事務の廃止	国は、国庫補助事業「強い農業づくり交付金」事業において、都道府県・市町村を経由し、事業実施主体に間接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業協同組合等の場合において、市町村を経由せずに補助金を交付するよう、事務の見直しを求める。	「強い農業づくり交付金実施要綱」第4の1の(1)に基づき、事業実施主体は事業計画を作成し、市町村に提出しているが、市町村を経由するため、手続きに時間を要し、事業が迅速かつ効率的に実施できない。また、募集時期が市町村の予算編成時期と合わず、見込で予算編成しなければならない。このため、増額となる場合、確定後に増額しようとしても、年度途中の補正対応が必要になり、市町村の予算措置まで事業の交付手続きに進めない場合がある。 さらに、農政局や都道府県との事前協議、事業の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要で、市町村においては人員が不足する中、資料作成に相当な時間を要しているが、市町村には、事業に要する事務費や人件費は交付されていない。	農林水産省	三豊市	横浜市、海老名市、宗像市、大刀洗町	〇本市においても、県との事前協議、事業の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要となり、市においては人員が不足する中、資料作成に相当な時間を要している。手続き事務に忙殺され、地域の農業者の意見を聴いたり、ニーズを分析するなど、本来、市町村が担うべき農業振興のための基本的な業務の遂行に支障をきたしている。 〇国は、国庫補助事業「強い農業づくり交付金」事業において、都道府県・市町村を経由し、事業実施主体に間接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業協同組合等の場合において、市町村を経由せずに補助金を交付するよう、事務の見直しを求める。	〇強い農業づくり交付金については、事業の採択権を都道府県に委ねる等、地方自治体の裁量性を高めている。 〇これに伴い地方自治体に事務が発生しているが、事業の実施に必要な事務費については、事業費とは別途交付可能としており、市町村も都道府県を通して事務費の交付を受けられる仕組みとしている。 〇本事業は農畜産物の産地の収益力強化に向けた取組を支援するものであり、当該産地の所在する市町村の積極的な取組が事業の効果的な実施には不可欠となっているため、当省としては、引き続き、現行どおり、市町村経由事務を維持した上で、市町村にも一定の役割を担っていただきたいと考えている。
78	6次産業化ネットワーク活動交付金の事務手続きの簡素化及び要件緩和	中山間地域をはじめとしたより多くの地域において、農林漁業者が6次産業化に向けた事業へ参画するために6次産業化ネットワーク活動交付金の手続きの簡素化や要件を緩和する。	【現状】 中山間地域を多く抱え、小規模経営体が多い本県においては、地域の実情にあった広がりのある6次産業推進が必要不可欠と考えている。 そのため、国の交付金事業を活用したいと考えているが、申請要件が厳しく、活用が難しいため、県単独事業により6次産業の推進を支援している。 【課題の所在】 この交付金は、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力向上を目的としているが、下記の課題があり、特に中山間地域等に多く存在する小規模経営体への対応が十分でない制度となっている。 ①整備交付金の活用にあたっては、事業実施主体が6次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」を策定した後、さらに交付金申請のための「事業実施計画」を策定する必要があるが、内容に重複があり、事業実施主体の負担となっている。 ②また、整備交付金においては市町村が収益施設の実施実施主体になることができるが、基幹となる事業体が少ない中山間地域等において、地域の小企業経営体をまとめる役割を市町村が十分に果たすことができない。 【提案内容】 ①総合化事業計画と事業実施計画を一本化するか、又は総合化事業計画における総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高「販売計画」と事業実施計画における「商品等の販路や需要等の計画」のような内容を重複する項目については、「総合化事業計画」の記載のみとし、「事業実施計画」での記載を省略するなど事務手続きの簡素化を図る。 ②整備交付金において市町村が実施主体になることができるようにするなど要件の緩和を図る。	農林水産省	島根県、中国地方知事会	岩手県、群馬県、福井県、長野県、滋賀県、五島市、沖繩県	〇6次産業化ネットワーク活動交付金については、申請要件が厳しく、使い勝手がよくないという理由で、要望調査を行っても希望者が出てこない状況である。 〇6次産業化へは時間が多くかかる問題があるため、簡素化できれば取組みしやすい。 〇総合化事業計画認定時期と整備交付金の導入時期に差があるため、情勢変化に伴い施設の規模等を変更する場合、実施計画を策定する時期に総合化事業計画の見直しを行うなど、事業実施主体の事務負担が増大するケースがみられる。 〇離島地域を多く抱え、小規模経営の農林漁業者が多い本県においては、6次産業化の推進が必要不可欠と考えている。そのため、国の交付金事業を活用したいと考えているが、申請要件が厳しく、活用が難しいため、県の独自事業により6次産業化の推進を支払申請するための交付金は、農林漁業者の所得を増大し、農山漁村の活性化を目的としているが、下記の課題があり、小規模経営の農林漁業者への対応が十分でない制度となっている。整備事業の活用にあたっては、事業実施主体が6次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」を策定した後、さらに交付金申請のための「事業実施計画」を策定する必要があるが、内容に重複があり、資料作成が事業実施主体の負担となっている。 〇手続きの簡素化や要件緩和により、6次産業化に取り組み事業者にとって利用しやすい制度になることは、6次産業化の推進に資するものと考えられる。 〇整備交付金の活用にあたっては、事業実施主体が6次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」を策定した後、さらに交付金申請のための「事業実施計画」を策定する必要があるが、内容に重複があり、事業実施主体の負担となっている。 〇事業実施に当たっては、様々な外部環境等の変化により、軽微な変更が発生する。しかし、施設整備事業の計画と総合化事業計画の内容のずれが生じた場合、総合化事業計画の変更が必要となり、手続きが数か月かかる。このため、事業実施が大幅に遅れる。また、このため、年度内に事業完了が困難となることが予想され、補助事業の申請自体が困難になることがある。このため、総合化事業計画と事業実施計画を一本化することは必要である。 〇提案団体の具体的な支障事例【課題の所在】のうち①について、事業実施計画に係る国との協議にかなりの時間を要した事例がある。 〇本県でも小規模経営体が多くあり、事業を実施する場合、実施主体の負担が大きくなることが予想される。 〇当該事業の申請手続きを簡素化することは、事務負担の軽減に加え、手続きに要する期間の短縮にも繋がると考えられることから有効である。該当事業は融資残を基準に補助金額を算定する必要があり、金融機関での融資査定に半年程度の期間を要することがほとんどである。事業計画策定等に要する期間を短縮することは、申請に要する期間の短縮に効果がある。	①について、 六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」は、基本方針に照らし、実現性や経営改善につながるかを審査するものであるのに対して、整備交付金の申請に係る「事業実施計画」は、事業実施要綱に基づき交付目的にあっているが、事業費が適正かを審査するものであることから、両計画は審査内容と目的が異なり、「総合化事業計画」と「事業実施計画」を一本化することはできない。 また、「事業実施計画」は、事業者が交付金による支援の申請を行うためのものであることから、事業者が支援を受けて整備した後も交付決定者(都道府県)に進捗状況を把握し、必要に応じて事業者を指導するために、「総合化事業計画」ではない年度ごとの目標値の記載を求めているところであり、両者の記載内容は異なるものである。 なお、事務手続については、事業者及び都道府県の事務負担を軽減する観点から、これまで実施要綱及び実施要領の一本化などの改善を図ってきたところであり、今後とも、必要に応じて改善を図ってきたい。 ②について、 6次産業化の施設整備は、「総合化事業計画」の認定を受け、売上高の成果目標の達成を図るため新商品の加工・販売等に主体となり取り組む農林漁業者等を直接支援することが、農林漁業者等の所得向上を図るうえで効果的であると考える。 一方、整備交付金の地域タイプは、市町村戦略に基づき市町村が実施主体として取り組む新商品開発のための加工機械等の整備も支援しているため、市町村戦略において、中山間地域等の経営体における現状・課題を踏まえた6次産業化の取組方針や目標を位置付け、市町村が主体となった地域における6次産業化の取組を促進いただきたい。
102	国営土地改良造成施設の改築等申請の県経由の廃止	国営土地改良事業によって造成された土地改良施設を、土地改良区や市町村が管理受託している場合において、管理受託者は、土地改良法施行令第59条(他目的使用等)及び同61条(改築、追加工事)の申請をすることができる。その際の申請は、同69条により、当該申請に係る土地改良財産の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。また、原因者工事や区分地上権設定地における工事協議も、通知等により同様に扱っているが、これらについて都道府県を経由せず、管理受託者が直接、国に申請できるようにすること。	承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うものであり、当該申請等の内容は都道府県で審査できない。 また、県で添付書類の有無を確認しているが、承認の際の判断材料として国が求めている書類については、案件によって厳密に求めるべきか否か、国でなければ判断できない場合が多く、都道府県を経由する意義は実情としては乏しい。 なお、上記他目的使用等の状況は、土地改良法第132条第1項に基づいて行われる土地改良区検査等によって、都道府県においても十分把握できる状況である。さらに、県を経由するため、申請書等が国に届くまでに、ほとんどの案件で、申請日から概ね2週間程度経過することとなり、国の承認事務等の遅延の要因となっていると考えられることから、県業務の煩雑化と国業務の非効率性を生ぜしめている都道府県経由制度を廃止するべきである。 (参考／本県における過去の経由事務件数) H27: 41件、H26: 45件、H25: 61件	農林水産省	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、岡山県	長野県、静岡県、岡山県	〇国営土地改良事業により造成された施設について改築追加工事を行う場合の申請書類は、管理受託者である土地改良区から送付を受け、農政局に送付している。県では添付書類の有無の確認を行う程度で、内容についての審査をすることなく、県知事を経由する意義は乏しい。また、県においても出先機関を経由して県本庁から国へ送付しており、書類の送付に時間がかかっている。申請者から申請に対していつ承認されるのかと県に問合せがあるなど、処理に迅速さが求められるため、制度改革は有効と考える。 〇当県においても、承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うものであり、当該申請等の内容は都道府県で審査できない。また、県で添付書類の有無を確認しているが、承認の際の判断材料として国が求めている書類については、案件によって厳密に求めるべきか否か、国でなければ判断できない場合が多い。 〇承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うことになっており、県では、申請書等の経由だけを行っている。また、申請書等が国に届くまでに、ほとんどの案件で、申請日から概ね2週間程度経過することとなり、国の承認事務等の遅延の要因となっていると考えられる。申請者の迅速な作業等のためにも承認までの期間短縮が必要である。 (当県における事例件数 H27: 18件)	国営土地改良事業により造成された土地改良施設(以下「土地改良財産」という。)について、農林水産大臣(土地改良法第136条の3等の規定に基づき、地方農政局長等に権原委任。)から管理の委託を受けた土地改良区等(以下「管理受託者」という。)が、他目的使用又は改築、追加工事等(以下「他目的使用等」という。)する場合は、土地改良法施行令第59条の規定に基づき、農林水産大臣の承認を受けることが必要とされており、承認の申請は、都道府県知事を経由しなければならないこととされている。 他目的使用等の申請について、都道府県知事を経由することとされているのは、 ① 都道府県は、土地改良区営事業等や管理規程等の認可権者であり、また、国営事業においても適否決定に際し協議を受ける等一定の役割を担っていることから、土地改良財産の管理状況を把握しておくことは、都道府県としての事務の適切な実施に資する。 ② 土地改良区等が管理する土地改良財産に係る維持管理事業計画や管理規程の認可等の都道府県の事務が適切に行われることにより、より適切な土地改良財産の管理がなされることが期待されること、また、国営更新事業を行う場合の手続の円滑化が図られるためである。 また、各都道府県において、申請書類が法令、通知等に定める内容を備えているか等について、確認を行うことにより、地方農政局段階における手戻りが防止される等、事務の効率化にも寄与しているところである。 当該経由事務を廃止した場合、 ① 土地改良区検査等他の方法により、全ての他目的使用等の状況を把握することは困難であること ② 申請書類の確認が地方農政局へ集束することにより、事務が煩雑化し、従来と比較して、承認までに要する期間が長期化する可能性が高いことから、土地改良財産の適切な管理及び他目的使用等の申請者や管理受託者である土地改良区等の利便性の確保を図る上で、当該経由事務の廃止は適当でない。 なお、原因者工事や区分地上権設定地における工事協議については、現行制度においても、都道府県知事を経由することを義務づけていない。

農林水産省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
124	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準の見直し	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準に係る国庫納付額の算定方法について、目的外使用にあつては、生じる収益に国庫補助率を乗じた額、有償譲渡においては、譲渡額に国庫補助率を乗じた額を国庫納付することとし、不動産鑑定を要しないことを求めるもの。(財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法を、国土交通省のものに合わせる)	【提案の背景】 農林水産省で定める適合法に基づく財産処分承認基準において、財産処分にあつては、目的外使用の場合「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額、有償譲渡の場合は「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」に国庫補助率を乗じた金額」の国庫納付が条件となっている。このうち「時価評価額」については、水産庁から「不動産鑑定による評価額等により時価評価額を算定すること」指導されているところだが、その場合には数万円の国庫返納のために十数万円～数十万円の不動産鑑定料が発生することになり、不動産鑑定料の予算措置は大きな負担となっている。 【具体的支障事例】 港湾修築事業において、国土交通省が施工する一級河川北上川水系旧北上川河口部改修工事により、河川堤防が築堤整備されることに伴い、財産処分を受けて、国庫補助金相当分を国庫納付した後、当該河川堤防の事業用地となる当該漁港施設の一部を施工者へ有償譲渡を行ったが、国庫返還額が約50,000円だったにもかかわらず、不動産鑑定による時価評価額を算定するため、公共事業に係る不動産鑑定報酬基準に則り、145,000円の不動産鑑定料が発生したものである。	農林水産省	宮城県、 広島県	北海道	—	補助対象財産は国庫補助金の資金価値が転換されたものであり、財産処分に係る国庫納付額の算定は、処分時点における当該財産の資産価値を正確に評価するため、農林水産省においては、時価評価額のほか複数の手法で資産価値を評価し、国庫納付額を算定することとしているところである。 今回の事業では、結果として時価評価額の算定に要した経費が、算定結果を上回ることとなったようであるが、事実によっては残存簿価又は譲渡契約額よりも時価評価額が高額となることも想定されることから、適切な国庫納付額の算定を行うため、合理的な手法の一つである時価評価額は、引き続き国庫納付額を算定する際の比較対象の一つとして採用することが適当である。 他方、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合は、残存簿価又は譲渡額を基にした国庫納付額の算定をできるよう検討を行うこととしたい。
293	地方公共団体が所有する長期利用財産の処分に関する事務の簡素化	国庫補助事業で取得した施設の有効活用や事務の簡素化のため、地方公共団体が所有する長期利用財産に係る財産処分手続の簡素化、具体的には地域活性化との関連や報告の確認に関する事項のみを行うこととする。	【提案の背景】 社会情勢の変化に伴い、利用率及び必要性が低下した公共施設について、地域の実情や創意を汲み、農林業振興対策に留まらず、広く地域の活性化につなげたいと考えているが、財産処分に関する協議期間が長いことや地域活性化に繋がる根拠資料の作成等が求められることから、着手時期の遅れや地域が望む利用計画の実施に遅れが生じている。 権限移譲により県が事務を行うことにより、協議期間の短縮に繋がるとともに、県の総合計画に沿った施策の推進が加速化され、市町村と一体となった、農林業のみならず、福祉、観光、教育、雇用の創出等の地域全体の活性化が可能となる。 【支障事例】 昭和55年に自然休養村事業で整備した平戸市の自然休養村管理センターや平成元年に新農業構造改善事業で整備した雲仙市の農業トレーニングセンター、平成3年に農業改善事業で整備した壱岐市の農村広場等(いずれも市町村所有)について、社会情勢などの変化に伴い、利用計画の変更を行いたい、それには「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号)」の規定に基づき、国への財産処分報告が必要である。 長期利用財産の財産処分は報告でよいことになっているが、実際には農政局とのヒアリング等の事務が発生しており、一件当たり平均4～6ヶ月の期間が必要となっている。 また、長崎県では今後も社会情勢の変化に伴い、このように長期利用財産の使用目的を変更する事業が多く発生することが見込まれている。	農林水産省	九州地方知事会	鳥取県、 新居浜市	○ 適正化法の国費返還義務のある期間を経過した老朽化した建物がいくつか存在しているため、防災の観点からも解体・撤去を考えている。 ○ 提案県の事例のように整備時期が古い施設に係る案件は、近年ないものの、一般的な財産処分の案件はある。	国庫補助金の資金価値が転換された補助対象財産は、本来、補助目的に従って処分制限期間中使用すべきところ、平成20年に、社会経済情勢の変化等へ対応するため、補助目的に従った使用により10年を経過した財産を処分する場合は、報告をもって承認があったものとみなす包括承認制度を導入しているところである。 一方、補助対象財産の処分は、指導を徹底してもなお会計検査院の決算検査報告の不当事項など不適切な処理事例が例年見受けられ、国として、より一層の厳正な指導が求められているところである。 このため、適切な包括承認制度の運用を図る観点から、当該財産処分にあつて、あらかじめ国において報告書を受理する際に内容が適切であるか確認する必要があると考えているところである。 他方、報告書受理までの処理期間については、手続簡素化の観点から包括承認制度を導入した経緯からも短時間で適切に処理すべきものであることから、実態を調査したうえで必要に応じて地方農政局における事務処理期間の短縮を図ってまいりたい。
294	国庫補助事業における事業主体の法人化に伴う財産処分申請の簡素化	集落営農組織や個別経営体の法人化の推進は国の施策とも合致しており、事業の目的や効果に何ら影響を与えないものではないことから、経営体の法人化に伴う財産処分申請については、都道府県への事前届出制とし、国へは県からの事後報告とする。 ※強い農業づくり交付金の事務取扱における合併JAIに対応した移管届(別記様式第9号)に準じた対応を想定	【提案の背景】 農業経営体の法人化の促進については、「日本再興戦略」にも盛り込まれ、長崎県としてもその推進に向け経営相談や法人計画作成の支援等を行っている。しかしながら、国庫補助金で財産を整備した経営体については、法人化の前に、国に対して財産処分承認申請を行わなければならない。農作業の繁忙期等は事務が進みにくく、また事務量が多いことから法人化に前向きにならない経営体も存在する。 このような状況を改善するためには、必要となる申請書類等の削減と事務期間の短縮が必要である。 また書類の確認等の申請事務を都道府県が行うことで、法人により近い立場で指導が行え、併せて事務時間の短縮が見込まれる。これにより、経営体の法人化を一層加速化し、長崎県としても施策として掲げる経営体の経営力の強化、地域の担い手の確保や雇用の創出が促進される。 【支障事例】 長崎県においては、今後5年間で200経営体の法人化を進めることを計画しており、そのうち1/4程度の経営体については、構造改善事業や強い農業づくり交付金で整備した財産を所有しているため、法人化に伴い、各経営体は財産処分申請が必要となり、その事務処理に相当の時間を要することが予想される。	農林水産省	九州地方知事会	—	—	補助対象財産の財産処分については、例年、会計検査院の決算検査報告の不当事項など不適切な処理が行われる事業も見受けられ、国としてより一層の厳正な指導が求められているところである。 また、適正化法第22条は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反した譲渡などをしてはならないとされ、交付の条件を付していることから、承認を受けることなく、事後の報告とすることは適当ではない。 なお、こうしたことから、現行制度では適正化法及び財産処分承認基準の適切な運用を図る観点から、あらかじめ都道府県において申請書類の確認を行っていた上で、国において申請内容が適切であるか確認する体制をとっているところである。

農林水産省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
125	6次産業化ネットワーク活動交付金の運用改善	6次産業化ネットワーク活動交付金の配分については、県又は戦略策定市町村に対し、その結果だけではなく、特に不採択の場合の理由や要望額配分の過程のほか、選考の過程で指摘があった事業実施計画の課題や改善点等について、地方農政局等を通じ、個別に伝達する場を設定すること さらに、「不採択の理由や要望額配分の過程等について、都道府県や戦略策定市町村と共有を図る」等の文言を「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に追加する等、明文化すること	県では、「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に基づき、各事業実施主体から提出された事業実施計画に対し採点を行った上で、国へ提出しているが、その後は例年年度末に採択結果を通知されるのみであり、採択の過程や不採択の理由等の説明が行われることはない。 このことから、県は不採択になった事業者への説明に苦慮しているほか、事業実施計画への十分なフォローができないため、業務への支障が生じている。	農林水産省	宮城県、 広島県	岩手県、山形県、木更津市、鳥取県、島根県、宮崎県	○本県においても不採択事例があるが、理由等が不明なため、事業者に対してのフォローが不十分な状態である。今後、総合化事業計画の実現に向け、効率的な支援を行うためには、国と県との十分な情報交換が必要である。 ○県で活用している6次産業化ネットワーク活動交付金(支援体制整備事業)において、H26及び27年度に要望配分額を下回る配分となった。H26年度の配分額減額については、農林水産省から配分額の算定資料が示され、本県で実施する内容を大幅に削減した上で、不足分については県費充当を行い事業を実施した。 H27年度はH26年度よりも更に大幅な配分額減額となったが、農林水産省から配分に係る大まかな考え方は聞き取れたものの算定資料は示されず、不足分については県費充当を行い事業を実施した。予算配分については国の裁量権の範疇とは考えるが、仮に配分額が要望を下回った場合は自治体の一般財源を充当して事業を実施せざるを得ないため、配分根拠は示していただきたい。 ○「6次産業化ネットワーク活動交付金」(整備事業のうち事業者タイプ)について、申請事業者は市を経由して県に申請したものの、採択結果については、県を通じて市に採択結果のみがメールにて連絡されるのみで、市から採択結果の理由を県に聴取しなければその理由も分からないままである。不採択となった事業者に対して、その理由を含む適切な回答ができないとともに、今後、申請するにあっても適切な助言・アドバイスができないため、「求める措置の具体的な内容」に記載のとおり、特に、不採択の場合の理由や要望額配分の過程のほか、選考の過程で指摘があった事業実施計画の課題や改善点等について、地方農政局等を通じ、個別に伝達する場を設定頂きたい。 ○6次産業化ネットワーク活動交付金の配分について、採択結果だけでなく不採択になった場合の理由や改善点等を伝達することにより、今後の支援・指導に繋がっていくことができるため、交付金の運用改善の必要性を求める。 ○提案団体と同様の点で支障が生じている。特に不採択事業について、国として改善が必要な点をどのように考えているかが全く不明なため、県として今後の計画改善や対応に向けた説得力のあるフォローが困難。	6次産業化ネットワーク活動交付金の事業採択については、要望調査の際に提出のあった事業実施計画に対して「6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」(平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知)及び「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」(平成25年5月16日付け25食産第626号食料産業局長通知)に基づき、都道府県が配点を行った結果をもとに配点の高い事業実施計画から順に、予算の範囲内で要望額に相当する額を配分している。 このため、不採択となったものは、採択された事業実施計画と比べてポイントが不足していることが明らかであり、その理由は配点を行った都道府県が承知しているものであることから、不採択理由の説明や配分基準への追記を行う必要はないと考えている。
133	農村地域工業等導入促進法の運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。 本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。 【具体的支障事例】 地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等用に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	山梨県	秋田県	○本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業からの立地希望が寄せられる事例があったが、当該規制により分譲を断念している。進出可能な業種が増加することによって、長期的な未分譲用地の解消が進むとともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。	農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」という。)に基づき整備され、5年を経過した遊休工場用地における地域再生法の特例は、既に造成が完了しており、水路などの付帯設備が整備されている場合なども多く、迅速な立地を目指す企業にとってメリットが多く考えられるところ、地方創生を実現するためには地域に「しごと」を作り出すことが重要であり、その実現に資する速効性のある措置を重点的に講ずることが必要との観点から、指図されたものである。 なお、農工法は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙いとするものであることから、①常勤雇用等により農村地域における安定的な雇用を継続的に確保できる業種であること、②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としないこと、等の考え方から業種が限定されており、直ちに弾力的な運用を行うことは困難である。 いずれにしても、農村地域において農業者の就業構造改善の仕組みについては、農工法を始めこれまで各府省も含めて講じられてきた様々な施策の効果を検証の上、農業農村を取り巻く情勢の変化と課題を十分踏まえて、対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ。
134	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができるとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興計画に変更を求めることができるとした上で、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時にも、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間にがかかる。) ○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)	貴県が指図している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する面からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出まで4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いている。 半島振興計画とは、国と関係地方公共団体及び密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。 半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指図は、事実確認や競争の指図等のみであるため、御指図の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。 なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間での回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

農林水産省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
302	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされており、半島振興計画の作成に際して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。) ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要した。)	貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する対応の遅延については、その都度、関係4市町に意見照会・確認し、上下関係各課による確認を行っており時間と労力を要した。また、作業スケジュールについて、1回目の計画書の提出から最終提出まで4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。 半島振興計画とは、国土関係地方公共団体と密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、公共施設の振興等の半島振興策の方向性を定めるものである。 半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意を希冀しているところである。 貴県からは、「主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実認識や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」ものは考えていない。 なお、国土交通省は、貴県を含む関係2道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間でのご回答等の提出を求めることなどないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めたいと考えている。
135	離島振興計画に係る事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときは、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされており、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めるときは、これを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本案のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。) ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。) ○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考ええる。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」といいます。)第4条第3項の規定により都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するか確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。 離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出しが行われる。平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依拠)」において都道府県に任意で依頼しているものである。 本提案案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づき手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。 もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続を実施する必要があるが、事前確認が行われていたため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対し意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続を、場合によっては複数回行いが必要であり、事前の確認手続を廃止することによって都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。 こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。
303	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときは、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされており、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めるときは、これを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本案のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。) ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」といいます。)第4条第3項の規定により都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するか確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。 離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出しが行われる。平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依拠)」において都道府県に任意で依頼しているものである。 本提案案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づき手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。 もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続を実施する必要があるが、事前確認が行われていたため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対し意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続を、場合によっては複数回行いが必要であり、事前の確認手続を廃止することによって都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。 こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。
136	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	【制度の概要】沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。今般、民法が改正されたことにより、山口県では当該資金の貸付原資については、平成11年度以降追加成ることなく、自己回転により事業を実施している。 【具体的な支障事例】この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徵求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徵求を原則として適用している。 近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当該資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今般、民法が改正された、債務保証の要件が厳格化されたことにより、連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。 【制度改正の必要性】新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当該資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。 【参考】なお、旧漁業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直轄方式に、金融機関による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できるとされている。	農林水産省	山口県、中国地方知事会	青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県、山口県、長崎県、宮崎県	○新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例等がある。また、本案の沿岸漁業改善資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業者が当該資金を利用できないよう、漁業関係者の役員から、債務保証制度の導入を求める意見がある。 ○当県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるをえなかった事例がある。 ○当県においても、提案団体と同様に、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続が容易でないことから、連帯保証人への徵求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、当該資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこうした事例が増加することが予想される。 ○本案においては、長期返済や貸し倒れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の質が低下し、貸し倒れリスクは減少する。また一部漁業者からは、保証人を依頼しにくい場合も発生する可能性がある。また、漁業者の確保が困難なため、利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこうした事例が増加することが予想される。 ○本案においても連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされた。 ○今後、民法が改正(債権関係)された場合、今まで以上に借入人は保証人の確保が難しくなることにより、保証人設定の手続きが複雑になる可能性がある。近年、沿岸漁業改善資金の利用が低下しているなか、新たな資金利用の低下が懸念される。 ○沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式(連帯保証人必須)と借付方式による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能とする要件とする場合、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。	1 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が代表的な漁業技術や新たな生産方法を導入し、自立的に沿岸漁業の改善を図るとともに、沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が無利子で貸し付ける極めて政策的かつ優遇された資金であり、単なる金融機関と性格が異なる。 2 資金貸付は、地域の漁業者や沿岸漁業の発展を促進している漁業従事者及び市町村、漁協などを通じて、沿岸漁業者に対して適切な技術等を普及し提供することにより積極的な指導・支援を行う、経済的改善を図ることとしている。 3 このより政策的に優遇された本資金に金融機関からの転貸融資を導入した場合、都道府県の事務負担を軽減される一方で、 ① 関係機関が連携した政策的な融資判断ではなく、金融機関としての融資判断が優先され結果として融資が行われにくい可能性がある。 ② 保証機関による保証制度の活用についても、無利子として極めて優遇された資金の借入れにより、借入者に新たな負担(保証料等)が発生する等、借入者に新たな支障が生じる可能性がある。 4 現在、本資金は総額が貸付が行われており、漁業者の減少や他の金融支援もある中、直近3か月利用された、沿岸漁業の経営改善に大きな役割を果たしている。 地方、山口県における近年の要請は年間の約1件(H24:0件、H25:1件、H26:1件)であり、支障事例の詳細は不明であるが、法律改正を要する事由は無いものであると考えられる。制度改正の必要性は極めて低いと見られるが、新たな資金利用の低下が懸念される。 4 沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式(連帯保証人必須)と借付方式による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能とする要件とする場合、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。

農林水産省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
254	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資方式の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	【制度の概要】沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。 【具体的な支障事例】この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。 近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。 【制度改正の必要性】新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。 【参考】なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	農林水産省	九州地方知事会	青森県、岩手県、山梨県、神奈川県、新潟県、徳島県	○沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式(連帯保証人必須)と信漁連等による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能とすれば要件とする場合、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。 ○新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成員から、債務保証制度の導入を求める意見がある。 ○県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるをえなかった事例がある。 ○県においても、提案団体と同様に、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続きが容易でないこと等から、連帯保証人への徴求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、該資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこうした事例が増加することが予想される。 ○本県においては、長期延滞や貸し倒れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の方が貸し倒れリスクは減少する。また、一部漁業者からは、保証人を依頼しにくいため漁信基保証を求めの要望がある。 ○本県においても連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされたい。	1 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が近代的な漁業技術や新たな生産方法等を導入し、自立的に沿岸漁業の改善を図ることを目的として、沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が無利子で貸し付ける極めて政策的かつ優遇された資金であり、単なる金融措置と性格が異なる。 本資金では、地域の実情や沿岸漁業の実態を把握している水産業改良普及員や市町村、漁協などが連携し、沿岸漁業者に対して新たな技術等を普及奨励することにより貸付後においても積極的な指導・支援を行い、経営の改善を図ることとしている。 2 このように政策的に優遇された本資金に金融機関からの転貸制度を導入した場合、都道府県の事務負担が軽減される一方で、 ① 関係機関が連携した政策的な融資判断ではなく、金融機関としての融資判断が優先され結果として融資が行われない可能性がある ② 保証機関による保証制度の活用についても、無利子として極めて優遇された資金の借入れに当たり、借受者に新たな負担(保証料等)が発生する等、借受者に新たな支障が生じる可能性がある。 3 現在、本資金は39都道府県で貸付けが行われており、漁業者の減少や他の金融支援もある中、直近3カ年においても年間300件前後(H24:334件、H25:315件、H26:268件)貸し付けており、現行制度においても多く利用され、沿岸漁業の経営改善に大きな役割を果たしている。 他方、山口県における近年の実績は年間約1件(H24:0件 H25:1件、H26:1件)であり、支障事例の詳細は不明であるが、法律改正を要望する事由としては乏しいものであると思われ、御提案のあった制度改正の検討に当たっては各都道府県の実態や意見を十分に精査した上で慎重に行う必要がある。 4 沿岸漁業改善資金制度の存立の大前提は借受者から資金の償還が確実に実行され繰り返し資金を必要とする者に貸付けが行われることであり、物的担保又は保証人を設定することにより確実に償還されるよう 措置する必要がある。また、本資金の個々の案件の融資判断は都道府県が行っており、物的担保や保証人の設定も都道府県が自らの政策的な判断により行うことができる。また、金融ノウハウのある漁連、漁協又は農林中央金庫に事務の一部を委託することができ、このような金融機関との連携を図りつつ引き続き制度の趣旨に沿った適正な運営を行っていただきたい。
158	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の事業費に占める委託割合(50%)の制限を緩和し、実態として丸投げでない委託については50%を超過しても委託可能とする	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の事業費に占める委託割合(50%)の制限を緩和し、実態として丸投げでない委託については50%を超過しても委託可能とする	府が事業実施主体として広域捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する府独自の専門員等がないため、有害捕獲班を編成している市町村、猟友会等の狩猟団体へ委託しなければ実施できない。 そのため、当該事業の取組に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて確保・実施しなければならないことが足かせとなっており、必要な事業量確保、適正な事業執行に支障を来している。 事業の「丸投げ」を禁止する趣旨で委託割合について50%以内の制限が設けられているが、本府が実施している委託事業は、府が事業実施計画を策定し捕獲者と捕獲場所等の検討や市町村との調整、捕獲実施日には現地に行く等を行っており、実態として丸投げではない委託については、認めていただきたい。	農林水産省	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	北海道、長野県、岐阜県	○委託事業であっても、事前の関係者や現地における調整、実施の確認など直接県が関る部分もあるなど、全くの丸投げではない場合もあるため、一律金額で1/2とするのではなく、実態により1/2を超えて委託可能とされたい。 ○本交付金を活用したエゾシカの捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する道独自の専門員等がないため、猟友会等の狩猟団体へ委託を行わなければ事業を実施できない。また、捕獲個体を用いた有効活用事業の実施に当たっては、民間が持つノウハウを最大限活用し、道内外の方々にエゾシカ肉の魅力を伝え、効果的なエゾシカ肉の消費拡大を目指すことを目的として、民間企業に有効活用事業の委託を実施しているところである。これらの事業の取組に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて確保・実施しなければならないことが足かせとなっており、必要な事業量確保や効果的な事業執行に支障を来している。事業の「丸投げ」を禁止する趣旨で、本交付金においては、委託割合について50%以内の制限が設けられていると考えるが、道が実施している委託事業は、道が事業実施計画を策定し、委託事業者との各種検討や関係各所との調整、事業実施にあたり道職員の現地での確認や指導を行うなど、実態として事業の丸投げを行うような委託ではないため、認めていただきたい。 ○広域に生息するカワウについては、各市町村が単独で捕獲等を行うより、県が主体となって計画的に捕獲等を行うことが効果的である。しかし、県には捕獲等ができる職員がいないため、漁協等へ捕獲等を委託しなければ実施できない。鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)については、事業の委託が事業費の50%以内とされているため、必要な事業量の確保に支障をきたしている。	今回、提案を頂いたケースについては、府が関係市町村と連携しながら広域捕獲計画を策定し、計画の実施にあたる一者捕獲部分を猟友会が行うなど、事業のコントロールは府が行っており、丸投げにはあらず、実質的に府事業の請負や役務の要請で対応することが可能であると思料される。 なお、他県においては、同じ事業について、請負や役務の要請で対応している場合もあるところ。 このため、平成29年度予算検討過程において、当該事業について、請負や役務の要請で実施可能であることや、委託する場合においても、「50%以内制限」を適用しないことが適当な場合を関係通知に明記することについて、検討を進めてまいります。